

7ひとり親家庭等への支援



相談窓口

児童福祉法第18条の2
児童福祉法第18条の3

赤ちゃんが
生まれるまで

赤ちゃんが
生まれたら

子どもを産んだ
後

保育所と
幼稚園

小学生に
なったら

高校生に
なったら

ひとり親家庭
等への支援

障害のある
子どもへの支援

親子で
おでかけ

子どもの
居場所

児童虐待の
防止

もしもの
ときは

災害に
備えて

さくいん

その他

ひとり親家庭等に対する手当

児童扶養手当

離別や死別などで父親又は母親のいない家庭や実質的に父親又は母親が不在の状態にあるとき、児童(18歳に達する日の前日が属する年度の3月31日まで、心身に一定以上の障害があるときは20歳の誕生日の前日まで)を監護する母親、児童を監護し、かつ、生計を同じくしている父親又は父母に代わって養育している方に手当が支給されます(請求した翌月分から支給となります)。

【支給月額】 第1子……………44,140円～10,410円
第2子加算額……………10,420円～5,210円
第3子以降加算額……………(1人につき)6,250円～3,130円

※受給者等の所得金額や公的年金給付等の受給状況により手当の一部又は全部が停止されるなど一定の条件があります。

【お問合せ】 子育て助成課 ☎25-6446

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭(父親又は母親が行方不明、重度心身障害者等を含む)で父親又は母親が子どもを扶養・監護している場合、両親がいない子どもがほかの家庭で扶養されている場合に、ひとり親と子どもの保険診療による自己負担額を助成します。

ただし、3歳の誕生日の翌月(1日生まれはその月)以降の入院・外来は、市町村民税課税世帯は、初診時一部負担を除いた1割の自己負担となります。

※令和5年8月からは助成内容を拡充し、15歳の年度末までの保険診療による自己負担額を全て助成します。

【子どもの対象年齢】 ※所得制限などの条件があります。

- 0歳～18歳(18歳の誕生日の前日が属する年度末)まで
- 子どもが保護者の扶養を受けている場合は20歳(20歳の誕生日の前日が属する月末)まで
- 親は入院・指定訪問看護のみ助成

【お問合せ】 子育て助成課 ☎25-6446

災害遺児手当

交通災害・労働災害又は不慮の災害で親を失った遺児(義務教育終了前の方、高等学校等に在学している方)を扶養している方に手当を支給します。

【支給月額】義務教育終了前……………1人5,000円
高等学校等に在学中……………1人7,000円

【お問合せ】 子育て助成課 ☎25-6446

資金の貸付け

母子福祉資金等貸付金

ひとり親家庭の父と母が技能を習得するための資金や、扶養している児童の修学資金などを貸し付けます。

【主な貸付金】 修学資金、就学支度資金、技能習得資金、修業資金

※貸付限度額などの条件があります。

【お問合せ】 子育て助成課 ☎25-9107

相談窓口

ひとり親家庭相談

詳細はP2参照

【相談日】 月～金 8:45～17:15
土・日・祝日・年末年始は休み

【お問合せ】 子育て助成課 ☎25-9107

日常生活の支援

病気など様々な理由によって、一時的に保育や家事等の援助が必要なひとり親家庭に支援員を派遣したり、支援員宅で子どもを預かったりします(事前登録が必要です)。

【お問合せ】 子育て助成課 ☎25-9107

就業・自立支援

母子家庭等自立支援給付金

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父が、就職や転職、雇用の安定に向けて職業技術を身につけるために、教育訓練講座を受講したり、養成機関で修学した場合に給付金を支給します。

※所得制限などの条件があります(事前相談が必要です)。

【お問合せ】 子育て助成課 ☎25-9107

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親又は子を対象として、高卒認定試験合格のための講座を受講した場合、受講費用の一部を受講終了時と全科目合格時に支給します(事前相談が必要です)。

【お問合せ】 子育て助成課 ☎25-9107

母子生活支援施設

旭川隣保会トキワの森

18歳未満の児童を扶養している母子世帯等の方が、生活、住居などで特に支援を必要とする場合に入所できる施設です。

- 設置主体/社会福祉法人旭川隣保会
- 定員/30世帯

【お問合せ】 女性活躍推進課 ☎25-9785

母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母及び父子家庭の父等に、自立目標や支援内容等について自立支援計画書を策定することで、就業に関する相談セミナーの開催、就業情報に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供します。

また、地域生活や養育費に関する専門的な相談を行うなど、総合的支援をきめ細かく実施します。

【お問合せ】 母子家庭等就業・自立支援センター
5条通4丁目 ときわ市民ホール1階
(社)旭川市社会福祉協議会内 ☎21-7181

子育てのことなら / いんぽかい

旭川隣保会

あさひかわ

に、お任せください！
親子を優しく見守りお手伝いいたします



旭川隣保会の運営施設



第一こども園(旧第一保育所)

〒070-0036
旭川市6条通3丁目左3号
TEL 0166-22-4651



第二こども園(旧第三保育所)

〒078-8212
旭川市2条通20丁目左4号
TEL 0166-31-6084



第三こども園(旧第三保育所)

〒070-0874
旭川市春光4条4丁目2番24号
TEL 0166-51-2965



乳児保育所

〒070-0810
旭川市本町2丁目437番地80
TEL 0166-51-2526

保育士・幼稚園教諭募集

子どもたちの成長を見守り、
かけがえのない時間を
一緒に過ごしてみませんか？



施設見学可能です。
お気軽にお問い合わせください。

地域に根ざして99年

旭川隣保会 法人本部



〒070-0036 旭川市6条通3丁目左3号

TEL:0166-22-0640

FAX:0166-22-7744

http://rinpokai.hjk.ne.jp/